

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和元年12月13日(金)
午前9時58分～午前10時14分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友 康信
委員 大久保主計 委員 郷内 良治
委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 小林 喜 幸
出席をした 健康福祉部次長 早 坂 浩 輝
者の職氏名 兼社会福祉課長
社会福祉課長補佐 新 開 潤 一
社会福祉課主幹 大 元 純 子
兼庶務係長
- 6 事務局職員 事務局 長 相 澤 幸 也
次 長 加 藤 勤
主幹兼庶務係長 佐 藤 恵 子
- 7 付議事件
(1) 議案第107号 名取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

午前 9時58分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、御報告いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第107号 名取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 名取市災害弔慰金等支給審査委員会設置要綱の委員会委員について5名以内とあるところを、今後4名から7名に調整していくということだったのですが、この要綱改正は条例ができてから調整するということがよかったですでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 現行の要綱は、東日本大震災に審査対象を特定しておりますが、今回の改正は、審査対象を災害全般とするものです。本会議でもお答えいたしました。人数は、名取市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の中で定めていくと考えております。その人数については、内閣府で示す、5ないし7という案を参考にしていきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） これまでの要綱では、審査対象を東日本大震災に限定していたので、この条例の第16条で審査対象を災害全般として、改めて立ち上げ直すということでもいいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 委員お見込みのとおりでございます。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 附則第3項として、特別職の給与条例の一部改正の中で災害弔慰金等支給審査委員会の委員の報酬について付け加えられていますが、これまでの要綱で設置していた審査委員会の委員の報酬は設定されていなかった、無報酬だったという理解でよろしいですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、庶務係長。

○社会福祉課庶務係長（大元純子） これまでも、今回の条例改正の報酬額と同じ1回あたり日額1万500円を謝礼として支払っておりました。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） それはこういった法的根拠でもって支払われていたのですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 現行の要綱は、東日本大震災が起きた後に定めたものでした。突発的に急遽の審査を行う組織が必要だという状況の中で、謝礼額については、このような条例等を参考にしながら、予算の範囲内で定め支給してきたという背景があります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 第15条第3項で伺います。償還金の支払猶予や償還免除に当たって、貸し付けを受けた方から収入や資産の状況の報告を求めるということですが、報告については特別な様式はあるのか、規則で定めるということなのか、どのような形で報告を求めるのかについて伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 内閣府法令等にも報告を求めることが規定されております。様式等は各自治体に判断を任せられておりますが、案のようなものも示されてくると思いますので、それを参考にしながら、規則の中で様式については別に定めるとしていきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 規則で定める場合に、細かいですが、支払猶予申請書とかを様式として定めていくのでしょうか。また収入については、例えば銀行の預金通帳のコピーを提出するとか、そういったことまで決めていくのか、伺い

ます。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 内閣府から法施行について、種々、指導文書が出ておりますので、そういったものを参考にしながら、作成していく考えであります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 第16条ですが、市の職員も委員になるということですが、他の委員のように、自分の意見を述べて参加するということになるのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 現行の要綱の審査委員会にも、委員として市の職員が入っているところですが、実際の委員会の中で、亡くなった因果関係などを審査することになっておりますので、一委員として意見を述べるということになっております。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 市の職員が委員として参加した場合は、職員に対しても報酬を支払うのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 職員には報酬は支給いたしません。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大久保主計委員。

○委員（大久保主計） 審査委員会委員の報酬について、これまでは予算の範囲内で支払ってきたということでしたが、法的な整備がされていない中で支払われていたということは、これ以外にもあるのでしょうか。要綱や規則のどこを見ても明記されてありませんし、どのように執行部として整理して、1万500円をこれまで支払ってきたのか、もう一度説明してください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 従前の審査委員会については、突発的なおかつ大規模の災害ということで、急遽、審査を必要とするという状況でした。民間からも委員として参加して審査いただくということで、急遽対応して設けた要綱だったと認識しております。ただ今回は、常設の委員会組織としてきちんと

示していきたいということで、このような形で盛り込んだということでありませす。

○委員長（小野寺美穂） 大久保主計委員。

○委員（大久保主計） では、条例の改正によって、新たに規則の改正や要綱の改正もあるということですが、現時点で予想している改正の内容についてわかる範囲でお聞かせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 審査委員会に関しては、本会議では複数年と答弁させていただきました委員会委員の任期、委員会構成の中での役職、会議の持ち方、そして決議の仕方、そういったものを規則の中に盛り込んで整備していきたいという考えです。現行要綱については東日本大震災に特化したものでしたので、規則が整った時点で要綱の廃止を検討しております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 第15条第3項について、償還金の支払猶予については、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第12条に、やむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情とありますが、その判断はどこで行うことになるのか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 市で判断することとなります。

○委員長（小野寺美穂） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 盗難、疾病、負傷、これにより働けなくなったとか、どこで線引きをするのか、この表現だけだと判断するのに非常に難しいと思いますが、最終的には市長の判断になるのか、伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（早坂浩輝） 議員の御指摘はもっとものところでありませす。内閣府の方から施行通知が来ており、判断の視点として示されているものもありません。ただそれだけで判断するのがなかなか難しいケースもあると認識しております。支払猶予や免除などは慎重に行っていきたいと思ひませす。最終的には市長が決定するということになります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第107号 名取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第107号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時14分 散会

令和元年12月13日

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美穂